

指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所 運営規程

1. 目的

要介護状態または要支援状態にあり（以下「要介護者等」）、主治医が交付した処方箋に基づき、薬剤師の訪問を認めた要介護者等に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

2. 運営方針

- (1) 利用者さまの意思及び人格を尊重し、常に利用者さまの立場にたったサービスの提供に努めます。
- (2) 市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (3) 利用者さまの療養に資する等の観点から、当該利用者さまに直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者さま、またはそのご家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

2. 指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋の指示に基づいて、利用者さまの居宅を訪問し、薬剤の管理や保管、使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるように努めます。
- (2) サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、わかりやすくご説明いたします。薬についてわからないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 従業者の体制

- (1) 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置し、それぞれ保険薬剤師の登録を行っています。
- (2) 常勤の管理者1名を配置しています。なお、業務に支障がない限り、薬局管理者が兼務します。

5. 営業日および営業時間

ご利用の薬局の店舗詳細ページをご確認ください。

6. 緊急時の対応

- (1) 必要に応じ利用者さまの主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(2) 薬局の営業時間外の連絡体制も確保しております。連絡先は担当者にご確認ください。

7. 利用料、その他の費用

居宅療養管理指導サービス利用料として（1回のご利用料金）

(1) 介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

単一建物居住者の人数	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
1人	518円	1,036円	1,554円
2人～9人	379円	758円	1,137円
10人以上	342円	684円	1,026円

※ 算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度とします。ただし、がん末期の利用者さま、注射による麻薬の投与が必要な利用者さま及び中心静脈栄養を受けている利用者さまの場合は1週間に2回、かつ月に8回を限度とします。

(2) 単一建物居住者の人数は、利用者さまが居住する建築物に居住する方のうち、当薬局が居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定している方の人数になります。

(3) ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を単一建物居住者の人数として算定いたします。

(4) 以下の場合、それぞれの利用者さまに対し「単一建物居住者が1人の場合」を算定いたします。

- 情報通信機器を用いた居宅療養管理指導サービス利用料は、1回のご利用につき46円（1割負担の場合）となります。同居する同一世帯に訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが2人以上いる場合
- 訪問薬剤管理指導を行う利用者数が当該建築物の戸数の10%以下の場合
- 当該建築物の戸数が20戸未満にあって、訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが2人以下の場合

(5) 医療用麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合は、1回につき上記料金に100円（1割負担の場合）加算されます。

(6) 注入ポンプにて医療用麻薬等を使用される場合は、1回につき上記料金に250円（1割負担の場合）加算されます。

- (7) 中心静脈栄養法用輸液等の薬剤を使用される場合は、1回につき上記料金に150円(1割負担の場合)加算されます。
- (8) 負担金の請求方法は、訪問時に現金支払いもしくは当社指定口座への振込み、または口座振替とさせていただきます。口座への振込み・口座振替に関わる手数料は利用者さま負担となります。
- (9) 交通費は居宅療養管理指導サービスに要した費用を請求させていただく場合があります。交通費の領収書は別途発行いたします。
- (10) 情報通信機器を用いた居宅療養管理指導サービス利用料は、1回のご利用につき46円(1割負担の場合)となります。
- 注1) 利用料の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用一部をご負担いただきます。
- 注2) 利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。
- 注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

8. 通常の事業の実施地域

ご利用の薬局の所在する市町村、および隣接する市町村を基本といたします。詳細は担当薬局にご確認ください。

9. 緊急時、事故発生時等における対応

- (1) 居宅療養管理指導等サービスの提供中に、利用者さまの病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡いたします。
- (2) 居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者さまの後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待防止のための措置

- (1) 利用者さまの人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。
- 虐待の防止に関する責任者の選定(原則、薬局管理者を責任者とする)
 - 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - その他の虐待防止のために必要な措置

- (2) 居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

1 1. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

1 2. その他運営に関する重要事項

- (1) サービス担当者会議等において、利用者さまの個人情報を用いる場合には利用者さまの同意、またご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を予め文書により得ておくこととします。
- (2) 当該規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当薬局が定めるものとします。